

若者の支援体制づくりについて

○福岡市における若者支援の現状と課題

現 状

乳幼児期～義務教育 → 思春期・青年期 → 社会人



若者支援団体ネットワーク (R4年度)

【役割】

民間の支援団体同士が、支援の連携を強化するための市独自のネットワーク (協議会 (公的機関) との支援関係の連携)

【取組内容】

- ・団体交流会、研修会の実施による情報共有や意見交換
- ・活動内容の広報 (見える化)
- ・関係機関との連携強化 (協議会への参画)

【構成団体】

約30団体 (R3年4月現在)
※随時、新規団体の参加を認める。

各団体の活動内容は、居場所づくり、保護者支援、学習支援、就労支援、法律相談支援 等

若者支援地域協議会 (R4年度)

【役割】

関係機関等が、効果的かつ円滑な支援を行うため、子ども期の情報を引き継ぎ、必要な支援の組み合わせ等を協議し、適切な支援へつなげる (会議体) (子ども・若者育成支援推進法 第19条、20条)

【運営方法】

- 以下の二層式で実施
- ・代表者会議 (年1回)
協議会全体の方針や課題検討、センター運営状況等について審議
 - ・個別ケース検討会議 (随時)
個別事案ごとの、各機関の役割分担、支援方針等について具体的に協議

【構成】

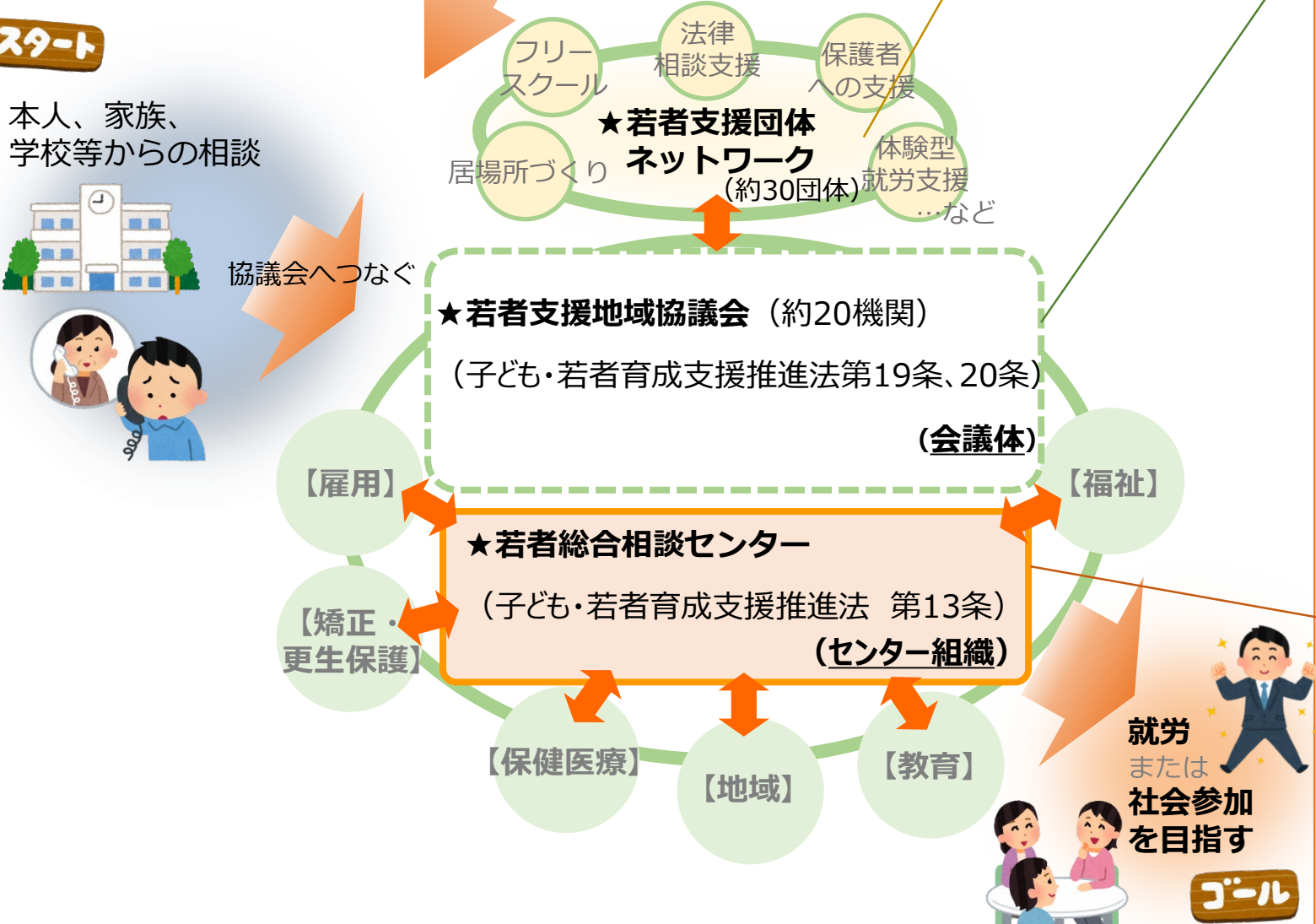
国、県、市の関係機関等 約20団体

〔国・県〕
若者就職支援センター、若者サポートステーション、保護観察所、法務少年支援センターふくおか、県警少年課 等

〔市〕
ひきこもり地域支援センター、精神保健福祉センター、生活自立支援センター、こども総合相談センター 等

〔その他〕
福岡市社協、若者支援団体ネットワーク 等

目指す姿



若者総合相談センター (R4年度)

【役割】

若者支援に関する相談に応じ、関係機関への情報の提供や、協議会の運営をサポートする事務局機能をもつ。 (センター組織) (子ども・若者育成支援推進法 第13条)

【業務内容】

- ・各種機関・団体間の支援のつなぎ
- ・若者からの個別相談 (面談・電話等)
- ・若者支援地域協議会の事務局業務